

県立高等学校の授業料等

1 授業料

県立高等学校及び中等教育学校後期課程の授業料については、平成22年度から不徴収としていましたが、平成26年4月以降に入学した生徒からは、原則、徴収することになりました。ただし、所得制限未満（年収910万円程度未満）の世帯には、授業料に対して、就学支援金が支給されます。

なお、就学支援金は授業料と相殺することになりますので、生徒本人（保護者等）が直接受け取るものではありません。

また、各学校の学校徴収金等（PTA会費、生徒会費、教材費等）は、授業料ではありませんので、全員納入していただくことになります。

平成26年4月以前から引き続き、高等学校に在籍している方の授業料は不徴収のままとなっています。授業料額については、以下の表のとおりです。

令和4年度授業料

| 課 程 | 授業料額 |
|-----|----------------------|
| 全日制 | 年額118,800円（月額9,900円） |
| 定時制 | 履修科目1単位につき 1,620円 |
| 通信制 | 履修科目1単位につき 230円 |

詳しいことは、宮崎県教育庁高校教育課管理担当にお問い合わせください。

TEL (0985) 26-7237

2 奨学のための給付金

就学支援金を受給している生活保護世帯や非課税世帯の方に対し、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費など）を支援する返済不要の給付金制度です。

年1回、全日制は通算3回、定時制・通信制の場合は4回まで受給できます。

入学後、在学している高校で手続きが必要です（新入生への前倒し給付、家計急変世帯への給付もあります。）。

なお、給付額については次の表のとおりです。

令和4年度奨学のための給付金給付額

| 世帯の状況 | 給付額（年額） |
|---------------------------------------|----------|
| 生活保護受給世帯【全日・定時・通信】 | 32,300円 |
| 非課税世帯（第1子） | 114,100円 |
| 非課税世帯（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 | 143,700円 |
| 通信制 | 50,500円 |

詳しいことは、宮崎県教育庁高校教育課 管理担当にお問い合わせください。

TEL (0985) 26-7237

3 令和4年度入学科

| 課程 | 入学科額 |
|-----|--------|
| 全日制 | 5,650円 |
| 定時制 | 2,100円 |
| 通信制 | 500円 |

詳しいことは、宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第一担当にお問い合わせください。

TEL (0985) 26-7033